旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始のお知らせ

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

(二)　登録番号　北海道知事登録旅行業第二一四三九号

(三)　商号　グレーストラベル株式会社

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　グレーストラベル株式会社　札幌市中央区南一条西五―一六　代表取締役　本林　康雄

(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　札幌市中央区南一条西五―一六

(六)　旅行業登録年月日　平成十四年四月十八日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十四年四月十一日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引によって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十四年五月一日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号　田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会　会長　二階　俊博

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年５月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ＮＩＡＣ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5632号　④株式会社ＮＩＡＣ　東京都中央区入船三丁目２番７号第２明治ビル５Ｆ　代表取締役　新實裕隆　⑤本社営業所　東京都中央区入船三丁目２番７号第２明治ビル５Ｆ　⑥平成17年７月８日　⑧平成22年７月８日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区新富２丁目６番１号　京橋税務署長　財務事務官　中野晶博

Ｂ　①新華国際開発株式会社　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5893号　④新華国際開発株式会社　東京都台東区浅草橋三丁目27―８グランシティ浅草橋703号　代表取締役　辛麗娜　⑤本社　東京都台東区浅草橋三丁目27―８グランシティ浅草橋703号　⑥平成19年３月27日　⑧平成24年３月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都台東区浅草橋三丁目27―８グランシティ浅草橋703号　新華国際開発株式会社　代表取締役　辛麗娜

Ｂ　①さくらツーリスト　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―952号　④小野貴之　神奈川県横浜市神奈川区子安通３―346―３クレストフォルム横浜グランステージ205　⑤本社営業所　神奈川県横浜市神奈川区子安通３―346―３クレストフォルム横浜グランステージ205　⑥平成22年２月10日　⑧平成24年２月２日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市神奈川区子安通３―346―３クレストフォルム横浜グランステージ205　小野貴之

Ｂ　①株式会社さくら観光　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２―1303号　④株式会社さくら観光　名古屋市西区名駅二丁目28番22号　代表取締役　平山学　⑤本社営業所　名古屋市西区名駅二丁目28番22号　⑥平成22年10月７日　⑧平成24年４月５日　⑩1100万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市西区名駅二丁目28番22号　株式会社さくら観光　代表取締役　平山学

Ｂ　①株式会社ケーピーウイング　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1793号　④株式会社ケーピーウイング　大阪市中央区今橋二丁目６番14号　代表取締役　岡本宇市　⑤本社営業所　大阪市中央区今橋二丁目６番14号　⑥平成８年９月３日　⑧平成24年４月２日　⑩750万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区今橋二丁目６番14号　株式会社ケーピーウイング　代表取締役　岡本宇市

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年５月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。